

平成23年11月10日内閣府(防災担当)

「火山防災対策の推進に係る検討会」(第3回) 議事概要について

1. 検討会の概要

日 時:平成23年10月13日(木)14:00~16:20

場 所:中央合同庁舎5号館5階 共用第7会議室

出席者:藤井座長、池谷、石原、鈴木各委員

宮崎県高原町総務課内村係長、越智参事官 他

2. 議事概要

宮崎県高原町から霧島山(新燃岳)噴火時における避難計画等の活用について報告があった。次に、噴火時の避難計画策定、火山ハザードマップ整備、火山防災協議会設置の推進、及び今後国が検討すべき課題についてそれぞれ事務局より説明を行い、各委員にご議論いただいた。委員からの主な意見等は次のとおり。

- 〇避難計画策定の手引を実際に活用できるものにするために、過去の事例で避難しなかった住 民の意見や理由についても把握する必要がある。
- 〇避難の呼びかけにあたっては、平時から住民と行政との接点を増やし、顔の見える関係を築いておくことが重要である。
- 〇避難訓練においては、避難計画の効果が充分に検証されるよう、実施方法を工夫する必要が ある。
- ○気象庁が実施している降灰予測を、リアルタイムハザードマップの枠組みの一つとして扱った 方が良いと考える。
- 〇新燃岳噴火の際に、国土交通省が実際の降灰量に基づき行ったシミュレーションもリアルタイムハザードマップの一つであると考える。リアルタイムハザードマップをどのようなものとして定義付けていくのか、国土交通省や気象庁とともに検討すべきである。
- ○今後、日本各地で火山活動が活発化することが予想される中で、火山防災協議会等が主体となって避難計画の策定や火山ハザードマップの策定に取り組むべきであり、協議会等の活動を支える全国火山防災連絡会議設立の意義は大きい。
- ○全国火山防災連絡会議の実務的な運用手法について検討し、会議を継続させる仕組みを作ることが重要である。
- ○全国火山防災連絡会議の設立にあたっては、既設の協議会だけでなく、協議会未設置の火山 周辺の地方公共団体も構成に入れるべきである。

- 〇避難情報の伝達手法については、各地域の特性に応じた避難手法についても考慮して避難 計画策定の手引に反映すべきである。
- 〇ペット・家畜については、事前に移動先の受け入れ体制を構築しておく必要がある。また、風評被害の問題にも対処しなければならない。これらの問題に関する過去の対応事例を参考にして避難計画策定の手引を作成すべきである。
- 〇避難計画策定の手引は、行政担当者、ひいては地域住民まで理解できる分かりやすいものに すべきである。
- 〇避難計画策定の手引は、健常者だけでなく高齢者等の要援護者への対応についても言及す べきである。
- ○噴火時に地方公共団体の人手が不足する問題に対し、国として対応を検討する必要がある。
- 〇新燃岳の次回の噴火では、今年1月の噴火とは異なる様式での噴火の可能性もあるため、策 定した避難計画に基づく避難訓練を実施すべきである。
- ○新燃岳の次回の噴火では、溶岩が山頂火口に溜まっているため、新燃岳山頂火口以外の場所から噴火が発生する可能性もある。関係機関と調整の上、防災情報と直結する火山ハザードマップの改訂も視野に入れて検討すべきである。
- 〇火山ハザードマップを作って緊急時に備えておくべきだが、想定と異なる様式の噴火をする場合もあり、情報提供機関としての気象庁の役割は重要である。
- 〇市町村が入手した噴火前の火山に関連する異変情報については、積極的かつ迅速に気象庁 等国の関係機関に通報・提供していくことが望ましい。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官(防災担当)付

参事官(地震·火山·大規模水害対策担当)付

企 画 官 西口学

参事官補佐 日下部 浩

主 査 新原 俊樹

電話:03-3501-5693